## 学校感染症・出席停止についてのお知らせ

「学校保健安全法施行規則第 19 条」により定められている感染症については、他の生徒に感染のおそれがある間は、登校を見合わせていただくことになっています。出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。ただし、学校へ連絡された日から"出席停止"としますので、診断を受けられたら速やかに学校へ連絡をお願いします。

また、病院で診断書をいただく必要はありません。下記の「学校感染症治ゆ報告書」の必要事項を<u>保</u>護者がご記入いただき、再登校開始の際に、担任または保健室(養護教諭)へ提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、5月8日以降、学校保健安全法施行規則等が改正される見込みです。もし罹患されましたら、まず学校(担任)へご連絡ください。

## 【出席停止の基準は下記の通りです。】

□第1種の感染症・・・治癒するまで

【エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・中東呼吸器症候群・特定鳥インフルエンザ】

□第2種の感染症・・・それぞれ<u>定められた出席停止期間</u>。ただし、病状により、学校医その他の 医師において感染の恐れがないと認めたときはその限りではありません。

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日間を経過し、かつ、全身状態
(おたふくかぜ)	が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

□第3種及び結核・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

その他の コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス・流行性角結膜 痰染症 炎、急性出血性結膜炎 その他(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 等)

## 【 学校感染症 治ゆ報告書 】

熊本大学教育学部附属学校長 様

年	組	番	生徒氏名	

病 名	治療に要した期間	:令和	年	月	日~	月	日
診断(医師による診断日)	感染症診断日:令和 年	月	日				
医療機関名  _							

※上記の通り報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名	ĽΠ
1大=馬42 11.47	LIJ